

立川市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 11 月 29 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）
の公布による。

立川市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

立川市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年立川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（目的） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第55条の2第6項の規定に基づき、職員が給与又は報酬を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる場合を定めることを目的とする。 （職員団体のための職員の行為の制限の特例） 第2条 職員は、次の各号に掲げる場合又は期間に限り、給与又は報酬を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。 (1)及び(2) ……略…… 2 前項の規定は、立川市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年立川市条例第 号）第3条の規定により日額又は時間額による報酬を支給されている職員には適用しない。	（目的） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第55条の2第6項の規定に基づき、職員が給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる場合を定めることを目的とする。 （職員団体のための職員の行為の制限の特例） 第2条 職員は、次の各号に掲げる場合又は期間に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。 (1)及び(2) ……略……

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。